

道路高架下の無許可占用物件の調査結果について

1 概要

令和2年5月、中区桜木町1丁目の動く歩道の高架下を、道路占用許可の手続きがされないまま、使用されていたという不適切な取扱いが判明したことを受け、橋梁及び歩道橋の高架下について調査を行いましたので、結果についてお知らせします。

2 調査結果と対応

全ての橋梁（1,715件）と歩道橋（326件）を調査した結果、次表のとおり計8件の無許可占用物件があることが新たに判明しました。今後、所有者に対し撤去や占用許可申請の指導を行うなど、適切な対応をしていきます。

| NO. | 区名 | 物件名 | 所有者 | 対応 |
|-----|-------|----------|-------|--------|
| 1 | 西区 | 防災倉庫 | 町内会 | 占用許可指導 |
| 2 | 保土ヶ谷区 | ベンチ | 不明 | 撤去指導 |
| 3 | 保土ヶ谷区 | ベンチ | 不明 | 撤去指導 |
| 4 | 保土ヶ谷区 | 防災倉庫 | 町内会 | 占用許可指導 |
| 5 | 旭区 | 通信設備 | 通信事業者 | 占用許可指導 |
| 6 | 金沢区 | 物置 | 地域団体 | 撤去指導 |
| 7 | 戸塚区 | 消火ホース格納箱 | 町内会 | 占用許可指導 |
| 8 | 戸塚区 | 掲示板 | 町内会 | 占用許可指導 |

※No.5の通信事業者には、10年分の道路占用料相当額（約5万円）を請求する予定です。
その他の所有者が判明している物件については、道路占用料は免除となります。

3 再発防止について

日頃の道路パトロールの重要性を再確認するとともに、施設の定期的な点検時のチェックリストに占用物件の有無に関する項目を追加し遺漏が無いようにします。また、市民の皆様からの情報提供など様々な機会を捉えて、無許可の物件を確認した際には、所有者等に対し指導を行うなど、適切な道路管理に努めてまいります。

お問合せ先

道路局管理課長 山本 哲郎 Tel 045-671-3525